県本部各部課長 県下各警察署長
 共
 00 | 00 | 10 | 永年

 宮本少第261号

 平成14年10月4日

 宮城県警察本部長

学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の実施について(通達)

社会の基本的構成要素である家庭、地域コミュニティー、そして学校の有り様が大きく変化する中で、少年非行や健全育成に係る様々な問題が、喫緊の社会的課題として派生し、警察や学校、行政機関や地域社会が、その対応を強く求められているところである。

また、全国的に少年非行の凶悪・粗暴化がうかがわれ、その形態にも公然化や集団 化が進むなどの憂慮すべき特徴点が見られるが、こうした問題のほか、刑法犯少年の 中心が依然として小・中・高校の児童生徒で占められるという現象に対して、教育現 場(学校)と警察が、相互に、より緊密な連携を図るための対策など、相応の抜本的 な施策の構築を図らねばならない情況にある。

このため、宮城県警察本部が、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、宮城県私立中学高等学校連合会の3機関と協議を重ねた結果、向後、学校と警察との連携をより強化した上で、児童生徒の非行抑止と被害防止、健全育成を目的とする「みやぎ児童生徒サポート制度」を協定に基づいて実施することとした。

本制度については、関係4機関に加えて、本制度の実質的な運用を図る主体となる、 各警察署と各学校間での協定内容の理解と周知が不可欠であり、これを充足するため、 先に各警察署と各市町村等教育委員会との間に、同様の協定締結の必要性を示したと ころである。

向後、本協定の内容を踏まえ、管轄内各市町村等教育委員会との協定締結を行うこととなるが、管下の小学校、中学校、高等学校及び県下各警察署が相互に緊密な連携の構築に努め、共通の重要課題である児童生徒の非行抑止と健全育成活動に、本制度が真に機能し浸透するよう、所属職員への周知徹底を図られたい。

記

- 1 本制度の運用開始年月日 平成14年10月4日
- 2 基本的考え方

制度の本旨は、児童生徒の問題の所在を、連携関係機関が相互に理解し、事後の効果的な指導育成を期するところにあり、非行防止と健全育成を重要課題としている教育委員会(学校)と警察本部(警察署)が、児童生徒の非行及び被害防止に関し、真に連携して抑止に当たることを目的としている。また、本制度の中で、提供あるいは取扱われる個々具体的な個人情報は、警察と学校が厳格に管理する責任(守秘義務)を負っており、管理責任者の指揮の下で、組織的な対応として実施すべきものである。

3 連携関係機関

本制度において、連携を行う関係機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宮城県警察本部(連携窓口 生活安全部少年課)
- (2) 県下各警察署(連携窓口 生活安全課)
- (3) 宮城県教育委員会(連携窓口 高校教育課、義務教育課及び障害児教育室)
- (4) 仙台市教育委員会(連携窓口 教育相談課)
- (5) 宮城県私立中学高等学校連合会(連携窓口 連合会事務局及び宮城県総務部私 学文書課)
- (6) 仙台市以外の各市町村教育委員会
- (7) 宮城県に所在する全ての小学校、中学校、高等学校

4 連携の内容

連携関係機関相互の一般的な情報交換はもとより、より実質的な連携として、問題行動の個々に着目した具体的な情報提供による相互連絡を行うことを主題とするが、これに基づき、必要に応じて、それぞれの問題行動に関係する各連携関係機関が協議を行い当該問題行動に係る具体的な対策を講じることとする。

5 相互連絡の対象等

(1) 本制度における相互連絡の対象となるのは、県内の全ての小学校、中学校、高等学校に在籍している児童生徒の問題行動で、再非行及び被害の防止上並びに当該学校における周辺児童生徒の健全育成対策上、警察と学校それぞれにおいて、相互連絡が必要と認める次の事案とする。

ア 警察から学校への連絡対象事案

- (ア) 逮捕事案
- (イ) 逮捕事案以外の事案において、次の事由により、連携関係機関が行動連携 により、継続対応が必要と認められる事案
 - ① 学校内外において粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である場合
 - ② 対象となる児童生徒の影響が、他の周辺児童生徒に及ぶ場合
 - ③ 同一非行に関わる対象の児童生徒が複数に及ぶ場合
 - ④ その他、不良行為を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が 強い場合

イ 学校から警察への連絡対象事案

- (7) 児童生徒の非行の未然防止のため、校内暴力事案、薬物事案、暴走族に係る事案等で、警察との連携が必要と認められる事案
- (イ) 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案
- (2) 本制度における相互連絡の内容は、対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要及び対象事案に関係する児童生徒の再非行・被害防止と健全育成に資するため必要な情報とする。
- (3) 連絡の必要性については、事案を取り扱った警察署長と学校長がぞれぞれ判断 するものとする。
- 6 連絡責任者及び相互連絡の方法

- (1) 相互連絡の対象事案を取り扱った警察署の署長及び学校の校長を「連絡責任者」とし、相互連絡は、連絡責任者が、面接又は電話により、速やかに行うものとする。
- (2) 連絡責任者は、「少年事件選別主任者」を連絡担当者として指定し、相互連絡業務を担当させることができるものとする。
- (3) 各署管轄外の市町村等教育委員会所管の学校に係る事案を取り扱った場合は、 警察本部(少年課)を経由して管轄警察署に事案連絡することとし、管轄警察署 が対象学校との相互連携を図る。なお、県立高等学校及び私立学校については、 全「(1)」によるものとする。
- 7 相互連絡、連携に関する保秘の徹底

相互に提供された情報については、個人情報や事業執行過程情報等、保秘が厳守されるべき情報であり、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれが禁止される。

従って、連絡責任者はこれを担保するため、可能な限りの必要な防止措置を講じるものとする。

8 相互連絡の実施時及び連携時における配意事項

本制度を有効に機能させ、連携関係機関との相互信頼を保持するため、次の事項に配意されたい。

(1) 情報の一元化

相互連絡を必要とする事案は、生活安全部門に限らず、刑事・交通等、他部門にも及んでいることから、少年事件選別主任者に情報を一元化し、連絡漏れのないように努めること。

(2) 正確な連絡

関係者多数の事案や複雑な事案については、齟齬を生じることのないよう、少年事件選別主任者が情報内容を精査し、正確な連絡に努めること。

(3) 保護者等の理解と協力

本制度を運用する必要のある事案と判断した場合、保護者等には、「学校に連絡すること」を確実に伝え、保護者等の理解と協力を確保すること。

(4) 不利益処遇の回避

本制度に係る協定では、本制度の主旨を踏まえ、相互に提供された情報のみによって、対象事案に関係する児童生徒への短絡的な不利益処遇がなされることの無いよう、適正な処遇への配意事項として明記しているが、教育現場の管理権に及ぶものであることから、連絡の際は誤解のないよう言動には十分注意すること。

(5) 再非行防止、健全育成への配慮

本制度の運用に当たっては、連携関係機関の緊密な連携によって、制度の主旨、 目的に沿った、対象児童生徒の再非行及び非行・被害防止や健全育成が図られ、 また校内外における周辺児童生徒への影響等を充分に考慮し、個々の事案に応じ た適切な事後措置が講じられるよう配意すること。

9 報告等

(1) 本制度の運用を図って、相互連絡を行った事案については、その都度、「別添

様式1」により、少年課長を経由して報告すること。

(2) 本制度の運用を図った事案等により、苦情、意見が寄せられた場合は、その内容について、少年課長を経由して即報すること。

10 その他

本制度を実施する上での基本的な解釈や対応等の指針については、別途配布する 執務資料を参照とされたいが、その他、特に疑義ある場合は、少年課少年事件捜査 指導官に照会されたい。

別添様式1

所属長		
長		

平成	年	月	E
		嬜	察署

連絡担当者	受理者
(職名)	(職名)
(氏名)	(氏名)

相 互 連 絡 概 要

対 象 事 案	連	絡	内	容	
□ 逮捕事案	〇 学校/	名			
□ 逮捕事案以外□ 犯罪関連	〇 学 5	F			
□ 触法関連□ 校内暴力関連	○ 居住市	市(区)町村名			
□ 暴走行為関連 □ 薬物関連	〇 氏 /	名		(歳)
□ 街頭犯罪関連 □ 万引き関連 □ その他 ()	「平成	庁動(非行概要) ・・年・・月・・ ・、逮捕(送致、	-	•	· ・を
□ 逮捕事案	〇 学校么	Ž			
□ 逮捕事案以外 □ 犯罪関連	○学生	F			
□ 触法関連 □ 校内暴力関連	0		市 (区)	町村	
□ 暴走行為関連 □ 薬物関連	〇氏夕	Ž		(歳)
□ 街頭犯罪関連 □ 万引き関連 □ その他	〇 問題征	_{亍動(非行概要)}			
()					